

平成27年 網走市議会
生活福祉委員会 会議録
平成27年2月20日（金曜日）

○日時 平成27年2月20日 午後1時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. NPO法人の条例個別指定制度の検討について
2. その他

○出席委員（5名）

委員長	渡部 眞美
副委員長	立崎 聡一
委員	金兵 智則
	空 英雄
	松浦 敏司

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議長	小田部 善治
副議長	山田 庫司郎

○傍聴議員（3名）

飯田 敏勝
平賀 貴幸
古都 宣裕

○説明者

副市長	大澤 慶逸
市民部長	後藤 利博
福祉部長	酒井 信隆
市民課長	田邊 雄三
静湖園長	石川 進

○事務局職員

事務局 長	佐藤 明
次 長	吉田 正史
総務課 係長	岩尾 弘敏
係	松山 俊

員会より経済建設委員会に所属変更となりましたので、御承知おき願いたいと思います。

本日の委員会は、NPO法人の条例個別指定制度の検討についての議件1件と、その他で養護老人ホーム網走市静湖園の整備方針についての1件を予定しております。

それでは、まずNPO法人の条例個別指定制度の検討について説明を求めたいと思います。

○田邊雄三市民課長 NPO法人の条例個別指定制度の検討について御説明いたします。

資料1号をごらんください。

1の趣旨ですが、社会情勢の変化や多様化する地域の課題に対して新しい公共の担い手としての特定非営利活動法人、NPO法人の役割が期待されています。

一方で、NPO法人の多くは資金不足により活動基盤が脆弱であり、寄附金収入が極めて少ない状況にあるとされています。

条例個別指定制度は、平成23年6月に施行された改正地方税法により、地方自治体の条例指定されたNPO法人、指定NPO法人に寄附を行うと寄附した住民の個人住民税に寄附金控除が適用されるものであり、制度の導入は各地方公共団体の判断とされているものです。

当市としても今後指定の基準、手続を決定し、指定NPO法人を市条例で指定し、この制度の導入を予定しているところです。

北海道については、平成25年度に同制度を導入しています。

2の「条例個別指定」のメリットですが、（1）個人寄附者のメリットとして、市指定NPO法人になると個人市民税が寄附金のうち2,000円を超える額について6%控除対象になります。北海道指定NPO法人にもなっている場合は、個人道民税が同様に4%控除対象になります。

（2）の指定NPO法人のメリットとして、一つ目に、寄附金が減税対象となることによって市民から指定NPO法人への寄附の促進が期待され、NPO法人の財政基盤の強化につながります。

二つ目に、北海道指定NPO法人、寄附に対する多様な税制優遇措置がある認定NPO法人になるた

午後1時00分開会

○渡部眞美委員長 お疲れさまです。

ただいまから生活福祉委員会を開会いたします。

まず初めに、2月6日付で山田委員が生活福祉委

めの基準の一部を満たすため、これらに移行しやすくなります。

3の関係規定の整備ですが、一つ目に指定NPO法人に関する基準・手続の要綱等を制定いたします。

二つ目に、個人市民税の寄附金税額控除の規定を網走市税条例に設定するため、市税条例の改正を今後行います。

基準等については、市内のNPO法人の意見なども踏まえ今後検討し、市税条例の改正については6月の定例会に提案する予定で進めるものです。

4の条例個別指定の流れですが、3の関係規定の整備をした後の話になりますけれども、流れといたしましては、1番目に、市内のNPO法人からの申請を受け、基準手続要綱による審査を実施いたします。

2番目に、審査の結果指定の対象とする場合は、市税条例に指定するNPO法人の名称、所在地を記載する条例改正を提案いたします。

最後に、議会での条例可決により指定NPO法人として指定いたします。

5のその他ですが、市内のNPO法人の状況については現在20法人ありまして、認定、道指定のNPO法人はありません。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 まず最初に、この条例制定をしている状況なのですけれども、全道と、それから管内的にはどのような状況になっているのか伺いたいと思います。

○田邊雄三市民課長 NPO法人の条例個別指定制度の道内の状況ですけれども、全道で今75市町村が制定をしています。管内においては14市町が制定をしている状況にあります。

○松浦敏司委員 それで、これによってNPO法人への寄附が促進されるということが目的になっているということのお話でありましたけれども、それぞれ個別指定制度というのが条例として成った場合、現状でこのことによって寄附がたくさん集まるようになったというような状況が現実として全道や管内の中で起きているのでしょうか。伺いたいと思います。

○田邊雄三市民課長 具体的に数値はちょっと確認はしていませんけれども、条例指定のNPO法人は認定NPO法人のほうに移行がしやすくなるということで、現在道内の認定NPO法人は28法人ある

のですけれども、そのうち7法人については条例指定から認定NPO法人に移ったということで、それなりの効果はあるというふうに考えております。

○松浦敏司委員 これは状況からして、国のほうの法律としては平成23年6月に施行されて、道も25年度ということでもありますから、こういう流れの中で、これによってNPO法人の寄附が一定程度促進されるのであれば結構なことだというふうに思いますので、私としては賛同いたします。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○空英雄委員 この寄附をした住民の個人住民税、寄附金が控除されるという部分、ということは、まさに市に入る市民税の金額にも影響があるというふうに思いますけれども、まだこれからの問題でしょうけれども、今法人数が20法人ということですから、仮にこれら20法人全て審査の結果指定されるような形になったときの影響というのは、予想としてどのくらいの金銭的な影響が出るのかということと、その影響の金額によっては基本的に行政がNPO法人に補助をしたということとイコールになりかねないと、解釈としてそういうふうに考えるのですけれども、その辺どうですか。

○田邊雄三市民課長 市民税への影響額なのですけれども、平成25年度公開されている市内のNPO法人の事業報告から、市内のNPO法人の寄附金額が8法人で記載されていまして、約197万円ありました。

仮に各団体から1個人が同額、この額を寄附したと試算した場合には、11万7,000円の控除対象になるというふうに試算をしています。

試算した場合、現在の寄附金額で11万7,000円ですけれども、補助とはまたちょっと性格が違いますので、NPO法人の社会的信用性、認知性も高める意味からもこの制度が必要だというふうに考えております。

○空英雄委員 ちょっと私も勉強不足のところがありまして、市内にあるNPO法人の実態という部分について十分把握していないのですけれども、形態別に大まかに分けたときにどのような法人数の分布になるのか教えていただきたい。

○田邊雄三市民課長 NPO法人なのですけれども、活動分野につきましてはNPO法に20の活動項目が指定されていまして、どの活動を行う団体かということとそこで指定するのですけれども、複数指定できることから法人数とイコールにはなりませんけれ

ども、市内のNPO法人で活動の多いものにつきましては、社会教育の推進に関する活動をしている法人、これを項目として選んでいるところが60%、12法人あります。次に保健、医療または福祉の増進を図る活動、これを指定しているのが11法人、まちづくりの推進を図る活動を指定しているところが10法人、子どもの健全育成を図る活動しているところが9法人、環境の保全を図る活動をしているところが8法人、学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動をしているところが7法人というふうな形で、多いところはそういう項目を指定している法人になっております。

○空英雄委員 これは基準だとか手続要綱等によって審査を実施するということになってはいますが、今考えられているのは一応20法人、これは申請を受けてという格好ですね。申請があれば全て審査しなければならないということですね。だめだと言うつもりはないのですけれども、何か不透明な部分を感じられるものですから、その辺審査の結果の内容の公表というのは所管委員会に対してできるのですか。

○田邊雄三市民課長 今後基準、手続の要綱を制定して、それに基づきまして指定NPO法人の指定をするのですけれども、指定するに当たっては税条例への搭載をしますので、そのときには所管委員会には諮るということで、その基準の内容につきましてもそこで御説明する形になります。

○空英雄委員 最後に一つ。審査に当たってのメンバーといいますか、この中身を審査するメンバーの考え方というのはどのような考え方を持っているのか。担当者を中心とした行政内での審査をやるのか、外部委員というような形の部分も含めてやるのか、その辺だけ聞かせてください。

○田邊雄三市民課長 これからその基準、手続の要綱等を制定するので、今現在は検討していませんけれども、庁内、もしくは外部の方を入れての両方を検討の対象としてこれから検討していきます。

○空英雄委員 はい、わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員長 なければ次のその他の、養護老人ホーム網走市静湖園の整備方針について説明を求めます。

○石川進静湖園長 それでは、養護老人ホーム網走

市静湖園の整備方針が定まりましたので、御説明いたします。

静湖園は昭和44年4月に開園し、増改築、計画修繕などを行ってきましたが、開設後45年が経過し、老朽化が著しいことから、今後の整備のあり方について検討を重ねてまいりました。

検討に当たりましては、高齢者を取り巻く社会環境、当市の高齢者人口や介護認定者の推移、課題等を整理し、今後の方針を定めました。

それでは、配付しております資料をごらんいただきたいと思います。

まず、高齢者を取り巻く環境についてであります。出生率の低下により人口が減少している中、生活環境や医療技術等の向上により、平均寿命が延び、高齢者の割合が増加し、超高齢社会となっております。

また、家族形態の変化、核家族化により、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加しております。

特に、高齢者のみの世帯では老老介護等の問題もございます。

また、介護を必要とする方が増加していることから、介護を支援する家族や、施設で介護に従事している職員など、介護する側の支援体制の強化が求められております。

また、最近よく報道で取り上げられておりますが、高齢者の虐待や詐欺被害などが増加して、社会問題化してきております。

特別養護老人ホームなど介護サービスの入居待機者が増加しております。

また、介護保険制度改正に伴い、平成27年度より特別養護老人ホームの入所対象者が原則要介護3以上となったことから、介護認定2以下の方の施設整備が課題となっております、などの取り巻く環境ということで挙げられます。

次に、網走市の人口と高齢者人口であります。平成12年度は人口4万2,177人に対し、65歳以上の高齢者人口は7,124人、高齢化率では16.89%であったものが、平成26年度におきましては総人口3万7,152人と、約5,000人程度減少しているにもかかわらず、高齢者人口は1万0,180人と約3,000人増加しており、高齢化率は27.4%で、高齢化が進んでおります。

次に、介護認定の状況でございます。平成21年度は、高齢者人口9,069名に対し、要支援、要介護の認定者総数は1,500名。高齢者人口に対する割合で

ある認定率は16.54%となっておりますが、平成25年度におきましては、高齢者人口9,955人に対し、要支援、要介護の認定者数は1,728名、認定率で17.36%となっており、認定者数リストも増加傾向にございます。

つまり、総人口が減っても高齢者人口がふえ、さらに介護、支援を必要とされる方がふえ、高齢者人口に対する要介護者の認定の割合も増加しているという傾向でございます。

次に、養護老人ホームの定義でございますが、養護老人ホームは社会福祉施設であり、特別養護老人ホームなどの介護保険施設とは異なり、行政による措置施設となっております。

つまり、入所の決定は、行政が判定会議を開催し、総合的に判断し、入所させるという形になっております。

また、入所基準は、環境上の理由及び経済的理由により居宅生活が困難な65歳以上の方が入所対象となっております。

また、平成18年の法改正により、養護老人ホームの役割、目的は、養護、いわゆる生活のお世話をすることだけではなく、自立生活や社会生活に必要な支援を行うこととなっております。

施設の設置、運営につきましては、社会福祉法において、国、地方公共団体、社会福祉法人と定められております。

次に、静湖園の現状でございます。

当施設は昭和43年に建設され、昭和44年4月に開設以来、数回の増築を行い、現在施設面積が1,238平米となっております。

定員につきましては、以前相部屋で使用していたことから定員が50名となっておりますが、現在居室数が25であることから、個人のプライバシー等を考慮し、個室対応ということで、現在は25名で運用しております。

現在の入居者は、要介護者が13名、要支援者が5名、支援等を必要としない者が2名、計20名でございます。

次に、現在の課題でございますが、先ほどもお話ししましたが、建設後45年が経過していることから、計画的に修繕を行ってまいりましたが、老朽化が著しく、気密性や小さな段差、入浴施設など、機能面や安全面で抜本的な改善が必要となっております。

ソフト面においては、入所者の高齢化や要介護者が増加し、必要に応じ個別対応はしておりますが、

要介護者への支援体制など業務内容の見直しが必要となってきたところでございます。

また、介護保険制度の改正により、原則介護認定3以上でなければ特別養護老人ホームに入所することができないことから、軽度介護認定者も入所できる特定施設にするなど、入所体制を整備する必要があるとございます。

次に、今後の方針でございます。

現施設の現状や課題等を解決するためには施設の建てかえが必要で、新しい施設は介護認定者も入所できるよう特定施設として整備を行う、また、建てかえ及びその後については、民設、民営で整備を行うこととしております。

次に、新たに建設する養護老人ホームですが、現施設内での建てかえが難しいこと、また、今後新たに入所される方が住みなれた市街地で暮らすことができるように検討した結果、大曲2丁目の西コミュニティセンター前の市有地と考えております。

施設規模につきましては、全室個室で50名とし、うち介護認定者の枠、特定施設の定員は20名から30名程度と考えております。

また、建設時期につきましては、平成27年度から28年度の2カ年事業で実施する予定でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今月下旬から来月下旬の期間で事業者を公募し、4月中旬までに事業者を決定したいと考えております。その後関係手続を経て、8月中旬ごろから事業に着手し、現施設である静湖園は平成28年度末には閉園し、新しい施設に移行する予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 建物の老朽化というのは私も前から気になっていたし、当然建てかえる必要があるというふうにも思いますし、現在あるあの場所がいわば隔離されているような環境の中にあるという点でも、入居者にとっても非常に社会と隔離されているような形になりますので、これは今まちなかに移して建てかえるというのは、これは私自身も当然必要なことだというふうには思っています。

ただ、今回提案された中で、民設で民営というふうになりますと、果たしてどうなのかという問題があるのだろうと思います。

今園長のほうからお話がいったように、養護老人ホームというのは行政による措置施設だということでもありますから、まず最初に私が気になるのは、こ

の点で、民設、民営になった場合、行政との絡みはどのようになるのか。これまでは行政がしっかり判定をして、そして入所が必要か必要でないかということをするのだけれども、今度民間になってしまうと、この辺では行政がどのようなかわりを持てるのかという点が非常に不安なのですが、その辺を伺いたいと思います。

○石川進静湖園長 入所に係る措置につきましては、民間が経営したとしても法律に基づいて行政が措置の決定をしなくてはならないということになっておりますので、今後も入所を希望する方につきましては、行政で、市で入所判定委員会等を開催して、しるべき市等のメンバーの中で措置を決定して入所する形になりますので、その辺については今と変わりはない状況でございます。

○松浦敏司委員 その点については確認できたというふうに思うのですが、今のこのスケジュールを見ますと、冒頭議会の中で十分議論する余地のないような、例えば、今後、きょうこういうふうに報告があつて、でも実際にこのスケジュールを見ると、ことしの2月下旬から3月下旬までに事業者を募集して、そして4月には事業者を決定してしまうというふうになりますと、議会としてここでどういうふうなかわりを持つかという点では、3月議会が終わったら、議会としてかわる、事業報告を受けたりするのはどんなふうになってしまうのかと。この辺では非常に私は不満だし、なぜこんなに急いで進めなければならないのか、その辺の説明をまず受けたいと思います。

○酒井信隆福祉部長 今松浦委員のほうからお話が あつたように、本当に期間が短く、申しわけなく思っております。

ただ、当初市としまして、ある程度の期間をもって提案をさせていただいて、御議論をしていただくというふうに考えておりました。

ただ、どうしても養護老人ホームというのは、建設費、コストが結構かかるところであります。そこで、やはり補助金を何とか活用しまして実施をしなければならないということで、当初考えていた土地の部分で、道のほうに補助金の部分を確認をさせていただきました。

そうすると、補助金の枠というのが、介護保険の計画と同様に平成27年度から29年度の間はもう既に決まっております、市としまして平成28年度、29年度という部分で御相談をさせていただいて、手

を挙げてまいりました。その間に議論をしていただいて、皆さんの御意見を聞こうというふうな方向性で考えておりました。

ただ、45年も経過しているので、どうしてもこの静湖園については建てかえをしなければならないという緊急の部分がございます。

それで、確実性を持つために道のほうに確認に行きまして、担当に聞いたところ、平成28年度、29年度の補助金の枠が、網走も含めてなのですけれども、倍の申し込みがあると。要するに、なかなか当りませんよと。ただ、平成27年度というのが、今介護保険の計画を3年間立てていて、やはり緊急というのがなかなか難しいという部分で手を上げる市町村がなかったと。要するに、現行の予算枠がまだ残っておりますと。それは確実に対象となりますよというふうなお話が あつたものですから、私たちも、事務の事務を含めて、関係団体との協議を含めてなかなか難しいということで、何とか平成28年度、29年度という形をお願いしてきたのですけれども、要するになかなか難しいという話が あつたものですから、平成27年度の枠の補助金を利用させていただいて今回の整備をしていきたいと。

これを使わないと、今度平成30年度以降になると果たしてどうなのだと、それまで静湖園がもつのかというふうなこともございましたので、本当に皆さんには今お話が あつたように、議論をする期間が短くて申しわけありませんが、何とか平成27年度、28年度という2カ年の計画で整備をさせていただきたいということで考えております。

○松浦敏司委員 今、経過の事情といいますか伺いましたけれども、とはいえ、それにしても余りにも議会での議論する場がないというふうに思います。

当然、関係住民との説明などもする期間というのにも必要なだろうというふうに思うのですけれども、これはどのようになるのですか。

○酒井信隆福祉部長 関係する部分につきましては、現在お世話になっております呼人地域、これにつきましては、たまたまきのう19日に呼人の役員会がございまして、そこで若干の説明はさせていただきました。ただ、これは決定ではありませんと、今後の方針でございます、ということで説明をさせていただきました、その辺の御意見をお聞きいたしました。

その中では、呼人地区の役員については、先ほど松浦委員からお話が あつたように、呼人地域ではあそこは崖に近いものですから、それと少し市街から

離れているということで、予定地の大曲であれば快適な生活ができるのではないかと、呼人地域としてはその辺は少し寂しくなるけれども、静湖園の新たな整備については何かあれば支援をしていきたいというような話もしていただきましたので、その辺はお話しさせていただいたところであります。

○松浦敏司委員 それもたまたまということなのだろうというふうに思いますけれども。でも、本来から言うと、やはり呼人地域の関係者にお知らせをして、そしてこういう機会を持ちたいと。そして、その結果意見を伺いたいというようなことをすべきなのだろうと思います。

それから、新たな場所としての大曲地域についても、新たに施設が来るわけですから、これまた地域の関係住民の皆さんの理解を得なければならない。

こういう点でも、では、そういう新たな地域での説明会あるいはお知らせというのは、どのように、いつごろやるような日程になっているのですか。

○酒井信隆福祉部長 先ほど呼人地域につきまして言葉足らずで申しわけありませんでしたが、先ほどの役員会の部分につきまして、まず区長にお話ししまして、全体会議を開くべきなのか、呼人地域の全体地域で開くのか、それとも役員会を開くべきなのか、それとも町内ごとに説明をすべきなのかという御相談はさせていただきました。

まずは役員が集まってくるところでお話しをして、その中で全体会議が必要だとか、個別にやるという部分であればそこで個別にやっっていこうと。

ただ、今呼人のほうのところは呼人の1班というところがございまして、これにつきましては、その1班の班長というか、会長にお話しして、3月の日にちに説明をしてくださいというようなことになっておりますので、それは呼人地区のほうは全体を含めてどういうふうに説明会をしようかというもので決めてきたところであります。

新しい地域につきましても、今後説明会を設けなければならない。ただ、そのときにまだ事業者が決まっていない部分も含めてございます。あとは規模等も含めてどのぐらいの面積になるか、これから設計をしていく。また、土地の位置、建物の位置、この辺が決まってこない、新しいところの方々についてはその辺も十分知りたい部分ではないかというふうに考えております。その部分が決定しましたら、大曲地区の方々の町内会を通じまして、今後全体会議をやるのか、町内会役員でやるのか、個別にやる

のかというものを御相談させていただいて、新しい場所のものですから、そういう地域の方々のかかわりをお願いをしていくということもございますので、なるべく詳細な内容を、その辺はもう少し検討して、地域説明会を開催したいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 今伺っていて、議会との関係で言えばやはり逆さまだろうと。呼人の人たちと話し合いをするにしても、やはりその前にまず議会のほうに。きょう以降知らせてやるのならばまだわかるけれども、議会より先に概要といいますか、地域住民に説明するというのが、果たしてそれがどうなのかと。私は議会軽視ではないかというふうに思うのです。そういう点では、いろいろな事情があったにしても、議会側からすると、私自身としては非常に不満ですし、問題があるというふうに思います。それはそれで問題点として指摘したいというふうに思いますし。

今回道からの補助を受けてやったとしても、行政だから運営できるというような施設の性格だと思うのです。養護老人ホームは介護施設ではありませんからね。だから、身寄りのない方とか、特定の人たちといいますか、特別の事情のある人たちがそこに入所しているという点からすると、運営という点では相当大変だろうと思うのです。

そういう点で言うと、民営化、ましてや民設、民営というふうになると、その管理、運営という点では、私自身は大変な不安材料として持っているのですが、その辺の運営状況というのはどのようになると考えていますか。

○石川進静湖園長 養護老人ホームなのですが、先ほどもお話ししましたように、法的には第1種社会福祉事業の施設ということで、運営、設置は、国または地方公共団体、そして社会福祉法人という形になっておりまして、社会福祉法人もできる形になっております。

全道的な養護老人ホームの現状を見ますと、北海道で今養護老人ホームが57施設あるのですが、そのうち45施設は社会福祉法人が運営しておりまして、残り12施設は市町村が直営でやっているという状況でございます。

それで、私も幾つか民間の施設も見学させていただいたのですが、正直私どもの施設より運営等もしっかりしておりますし、そういう面で、決して民間だからそういうものができるということで

なく、かえって民間がいろいろ、例えば介護とかケアサービスとかを含めて、いろいろなことをやっていることによるノウハウとかの蓄積により、かなりいい運営状態になっていると考えております。

○松浦敏司委員 当然そういう面もあるのだろうと思うのですけれども、問題は一定の借金なりをしないと、道のお金だけでは。あくまでも道は補助金ですからね。全額出るわけではないので。その点で今後民設、民営になった場合、市として何らかの助成なり補助金なりということをするようになるのか、それとも一切それはないのか、その辺伺いたいと思います。

○石川進静湖園長 建設に関係しまして、50床ですと道の補助金が約2億円ちょっと出ます。それで恐らく建設費の3分の1弱程度ではないかと考えております。残り3分の2につきましてはこれから出てくる事業者の事業計画等を見ながら再度協議する形になると思いますけれども、ある程度の建設費につきましては市として何らかの形で補助していく必要があるというふうに考えております。

○松浦敏司委員 多分そのようになってくるのだと思うのですよね。民間が幾ら努力をしたとしてもやはり一定の資金が要るわけですから。そして、その入居者からの入居料だけで運営できるかといったら、多分できないと思うのですよ。その辺がどのようなようになっていくのか、現時点では全く見えないのですよ。

その辺でしっかりと議論をする時間を私は欲しいと思うのですけれども、今のスケジュールでいうとその時間がどうやってもとれないのではないかなというふうに思うのです。

その辺のお考えを伺いたいと思います。

○酒井信隆福祉部長 松浦委員から話があったように、措置費というのはあくまでも日々の運営費でございます。

ですから、ハードの部分の建設費、この部分については、きちんとした運営をしていただくためには、市のほうでやはり補助をしていかなければならないというふうには考えております。

あと、先ほど園長も言いましたけれども、いろいろなところを見まして、運営費の部分につきましても、ほかのほうでしっかりと、措置費の中でどのぐらいやっていくかという部分。それから、開設当初人数的には入ってこない、徐々に入れていくという部分での運営費、これもやはりその前に職員なり何

なりを雇いますので、その辺も考えていかなければならないというような、要するに運営に支障がないような形で新しい民間のほうに移行をしていこうということであります。

先ほど園長が説明したとおり、これから特定施設の入居者が入ってまいります。今養護のところも介護認定者が入っておりますが、さまざまな介護が必要な方が来られます。そのサービスをいかに対応し向上させるかということになりますと、今網走にある社会福祉法人、これは介護保険事業、要するに在宅サービス、施設サービスをやっているところがありますので、ものすごくノウハウを持っていますし、他市町村と比べるのはいかがなものかという部分はありますけれども、自慢できるようなサービスで、苦情も来ておりません。

ですから、よりよいサービスができる。要するに、現状よりもさらに充実が図れるのが民間ではないか。その民間のノウハウを活用させていただいて、民間のほうでお願いしたいというのが考え方でございます。

○松浦敏司委員 特定施設の部分が入るという点では、これは私は結構なことだというふうには思います。

ただ、やはりこういう施設というのは、私の頭の中には、公営だからこそやってこられたという面が多いと思っているものですから、それがいきなりに民間というふうになると、果たしてどうなのだと。

その辺でも、市とのかかわりでも、お金のかかわりでもまだまだ見えてこないという点で、現段階で判断のしようもないというふうに思っているのです。

ただ、いずれにしても私たちは安易な民営化という点ではすべきでないという立場に立っているものですから、これは現時点で結論は言いたくないのですけれども、とりあえずその他の部分での報告という点では聞きおきますが、今後しっかり議会の中で議論する場を確保してほしいというふうに、これは委員長に要請したいのですけれども、今後この点での議論する場をもっと欲しいという点でお取り計らいいただきたいというふうに思うのですが。

○渡部眞美委員長 今松浦委員からお話ございましたが、まず他の意見を聞いた後に。よろしいですか。

○空英雄委員 この養護老人ホームの問題については、過去にもさまざまな機会に、議会での本会議での一般質問だとか、いろいろとみんなが心配されて

きた案件でもあり、これに対して、今回提案されておりますこの説明の中で、新たな場所に建設をと。

これについては、まず基本的な部分、考え方としては、私は大いに結構だと、このように思います。

ただ、今松浦委員のほうからもるお話がありました。これは議会とのかかわり、それからスケジュールの問題、こういう問題については確かに少し厳しいのかなと思います。

それから、理事者部局の説明の中で、これからの建設に関して民設、民営ということは書いてありますけれども、あくまでも必要に応じた補助等も対応していかなければならないということになると、先ほど聞いていて実は思ったのですけれども、基本的に行政が建てて指定管理者で対応するのとイコールのように聞こえたのですけれども、その辺については考えてはいないのだろうと思うので、これについては基本的には賛成だと。

ただ、民設、民営でやろうとしたときに、この建設場所が大曲の市有地という部分。この用地はその後市有地のままで建設をさせるというような考え方なのでしょうか。

○酒井信隆福祉部長 現時点では要するに無償貸し付け。ただ、この部分については、また議会のほうに諮っていかねばならない。面積要件も、どのぐらいになるか面積はわからないので、要件が大きくなれば議会のほうに諮っていかねばならない。

ただ、この部分を含めて、対相手方がありますので、対相手方が、いやいや無償よりも自分の法人の土地にしたいのだという意向も出てくる可能性もございます。

ですから、その辺は、今のところ無理やり土地まで押しつけて建ててくださいという話ではなく、もしあれでしたら無償貸し付けという部分も含めて検討していかなければならないというふうに考えております。

それで、あとやはり民設、民営という部分が今後の課題というのは十分私たちも承知しておりますし、市が措置費、運営費を法人のほうに出していく。そのときはきちんとやっているかどうかという検査もしますし、それから社会福祉法人の監査につきましても今市のほうにしておりますので、その辺からも監査ができると。いろいろな部分が市のほうにしておりますので、その事業内容についても監査をしながら点検をし、適正な運営をしていただくという方向で考えております。

○空英雄委員 わかりました。基本的な部分は理解します。

ただ、やはり議会として今後どうかかわっていくかという部分については非常に大事なことだと、このように思いますし、先ほど来意見もありますけれども、情報も含めてできるだけきめ細かく、そして協議、検討の場を設けていただくように、ぜひそれについては肝に銘じておいていただきたいと。そういう形で進めていただきたい。このように申し上げておきたいと思います。

基本的な部分については、私は賛成です。

○大澤慶逸副市長 静湖園の関係につきましては、数年前から複数の議員の方々から議会でも御指摘をいただいております。

また、第3次の行政改革推進計画の中でも、民設、民営に位置づけるという形でお示しもさせていただいております。

今まで部長、園長から説明しておりますけれども、どうしても補助金をしっかり活用した中で建物の建設に向けていかないと難しいというのが根本的にありまして、北海道と非常に時間をかけながら協議をしていたのですけれども、平成27年度の枠が今ありますよと、ここで手を挙げていただければ、というような最終的な話し合いになりまして、ここのところでは大変タイトなスケジュールですけれども、何とか地域の方々、それから議会の御理解もいただきながら進めていくことが養護老人ホームの整備に当たっていいのではないかと結論に達しまして、非常に厳しいスケジュールの中で進めているということでございます。

予算的なことは平成27年度では出てこないと思いますが、一方で、今土地の問題等の関係もありますので、当然今後土地の無償貸し付けとなれば条例の中では議会の議決が必要だということになりますし、補正の予算ということも出ないのですけれども、そういった機会があるごとに議会のほうには逐次進捗状況等の説明もしながらしっかりと理解を深めていただきたいというふうに考えております。

今、今後のスケジュールという形でお示しをさせていただいて、こういったスケジュールで進まなければなかなか施設のオープンと言いましょか、補助金の活用が図れないという状況にありますので、今後いろいろな機会を通して進捗状況についてはお示しをさせていただきますので、何とか御理解をいただきたいというふうに思います。

○小田部善治議長 議会にかかわる御意見ですから、議長として一言発言をさせていただきたいと思いますが、ただいまの副市長、あるいは説明、委員の皆さんの質疑、それでもう尽きています。余り順送りしません。

それで、補助枠の活用年度の問題、そして先行きの見通し、こういったことを考え合わせて、決して好ましいタイミングというか時期、期間、このようなものは確保できないけれども、今時期を逃すことは網走市にとって、議会の判断としてもいかなものかというようなことで、正副議長で判断をし、たしか2月の頭だったと思いますけれども、正副議長がこの説明を議会にどう対応したらいいかという説明を受けました。

そのときはそういうふうな指摘を加え、あえて正副委員長にも十分その辺のことを説明、対応をしながら、慎重に事に対応するようにと、こういうふうな正副議長の判断のもとでたまたまきょうの委員会と、こういうふうなことになって。そのことについて、具体的にこの定例会前の委員会でやりなさいという指示はしていませんが、こうなったというふうなことで、中身については御案内のとおりのごさいますので、議会对応に関するごさいますから、議長としてそういう対応をしましたということをご認識いただければと思って発言させていただきました。

ありがとうございました。

○松浦敏司委員 先ほども委員長に今後議論する機会をぜひつくってほしいという要請をしたところごさいます。

今議長のほうから発言がありましたけれども、現時点でこういう進め方については、私どもとしては非常に納得しがたい。

補助金云々は、それはわかりますよ。わかるのだけれども、であれば、やはりもっと違う方法はあるのだろうというふうに思いますし、結果としては、これまでも幾つかあったのですけれども、こういった時間がないということをご理由にしてどんどん進めていってしまえば、では議会としての役割はどうなのだというふうにご私などは非常に思うわけで、現時点で最終的な意見をということであれば、このやり方では私は理解しがたいと言わざるを得ないということごさいます。

○渡部眞美委員長 他にごさいますか。

○金兵智則委員 種々議論があつて、今議長からも

ありましたので、私が何か発言するところではないかというふうにご思いますけれども、思ひはいろいろ複雑、種々あるとは思ひますけれども、いろいろ鑑みて理解するところではないかなというふうにご自身は思つております。

この件についてはそれ以上ということではなくて、参考までに整備方針ということでご聞かせていただきたいと思ひますけれども、現施設、古い施設は、この新しい施設が建つた後というのはどのようなものかというのがもし何かあれば。

○石川進静湖園長 現施設の静湖園でごさいますご、現在のところ具体的な検討はしておりません。

ただし、施設がなくなるということによりまして防犯上の問題とかいろいろ、空にしておくわけにはいきませんので、時期等が定まつた段階で早急に今後の対応について検討を進めていきたいと思ひております。

○金兵智則委員 それも並行してという言い方がどうかかわからないですけれども、それも今後検討していくということでご理解させていただきたいというふうにご思います。

以上ごさいます。

○渡部眞美委員長 よろしいごさいますか。

今、各委員より現時点でのスケジュールを確認した上でさまさまな御意見を頂戴したところごさいます。

また、松浦委員のほうからは、特別また議論の場をというふうな意見もごさいましたが、副市長のほうから随時決定していくことは当委員会もしくはその後の委員会になるかもしれませぬけれども、説明の機会はあると。

最後に一点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、このスケジュールを見ますと、平成27年度の補正にはないという副市長のお話でしたので、一定の中でこの静湖園の事業に関して何か報告のような場が。補正以外で何かあるということがごさいますか。

○酒井信隆福祉部長 新年度予算はごさいません。

ただ、この日程を見ますと、2月、3月、4月には事業者決定ということで、ここまで決まつてまいります。

それで、その後、施設の設計図等も含めていろいろと、今の時点から二定のところまでに、いろいろな作業が本当に濃縮されているものごさいますから、出てまいります。

その時点で委員会にお示しして、またそこで御議論なり意見なりいただければというふうに考えております。

○渡部眞美委員長　ありがとうございます。

今部長のほうからそのようなお話がありましたので、松浦委員、その場でということで受けて、当委員会として、まず今この議論は基本的な考え方を受けとめたということにしてよろしいですか。

○松浦敏司委員　よろしいです。

○渡部眞美委員長　ありがとうございます。

他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者から何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで生活福祉委員会を閉会いたします。

午後 1 時58分閉会
